

土浦日本大学高等学校 いじめ防止基本方針

～ 校是「調和」「至誠」「自立」実現のために ～

土浦日本大学高等学校
校長 吉田 正俊
平成26年4月1日策定
平成28年4月1日改訂
平成30年4月1日改訂

いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

未然防止

- ①生徒の道徳心を培い、自己有用感や共感的理解の能力を高め、心の通う人間関係を築くため、さまざまな教育活動を通して道徳教育および体験活動等の充実を図り、その具体的な指導内容を年間計画に体系的に盛り込む。
- ②心の通じ合う生徒同士の「絆」づくりを進め、ホームルームを何でも話し合える「居場所」にするとともに、いじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。
- ③集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④いじめ発見等に関するチェックリストを作成・共有して、全教職員でそのチェックリストに則り指導に当たる。
- ⑤教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑥保護者ならびに関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止のために生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ⑦生徒および保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。
- ⑧「いじめの根絶」を毎月一週生徒目標とし、その週のHRでは担任がいじめ防止に関する講話を行う。

教員研修

ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわりを持ち、隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止対策等に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質向上を図る。

学校評価

- いじめを隠蔽せず、実態把握及び措置を適切に行うため、次の5点を学校評価の項目に加える。
- ①いじめの未然防止の取り組みに関すること。
 - ②いじめの早期発見の取り組みに関すること。
 - ③いじめに対処するための取り組みに関すること。
 - ④いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。
 - ⑤いじめの取り組みにおける関係機関との連携に関すること。

いじめ防止等に関する基本的な方針

- 【基本理念】 いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って本校では、全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。
- 【学校の責務】 いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発の防止に努める。

早期発見

- ①いじめ調査等
いじめは大人の目に付きにくい形で行われることが多いことから、定期的な調査を次のとおり実施する。
a, 生徒対象アンケート調査:年3回(5月, 10月, 1月)
b, 担任による保護者対象対面調査:年2回(7月, 11月)
c, 担任による生徒対象対面調査:2者面談期間(6月, 11月, 2月)および必要に応じて随時実施
- ②いじめ相談体制
生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
a, スクールカウンセラーの活用
b, 学校のいじめ相談窓口の設置
c, その他の相談窓口の周知
- ③教育相談部との連携
学校不適応の状況がいじめ加害や被害と密接な関係にあるとの観点から教育相談部との情報交換を密に行う。
- ④「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
教員はいじめの兆候を敏感に感知できるよう、常時チェックリストを携帯し生徒観察を行う。

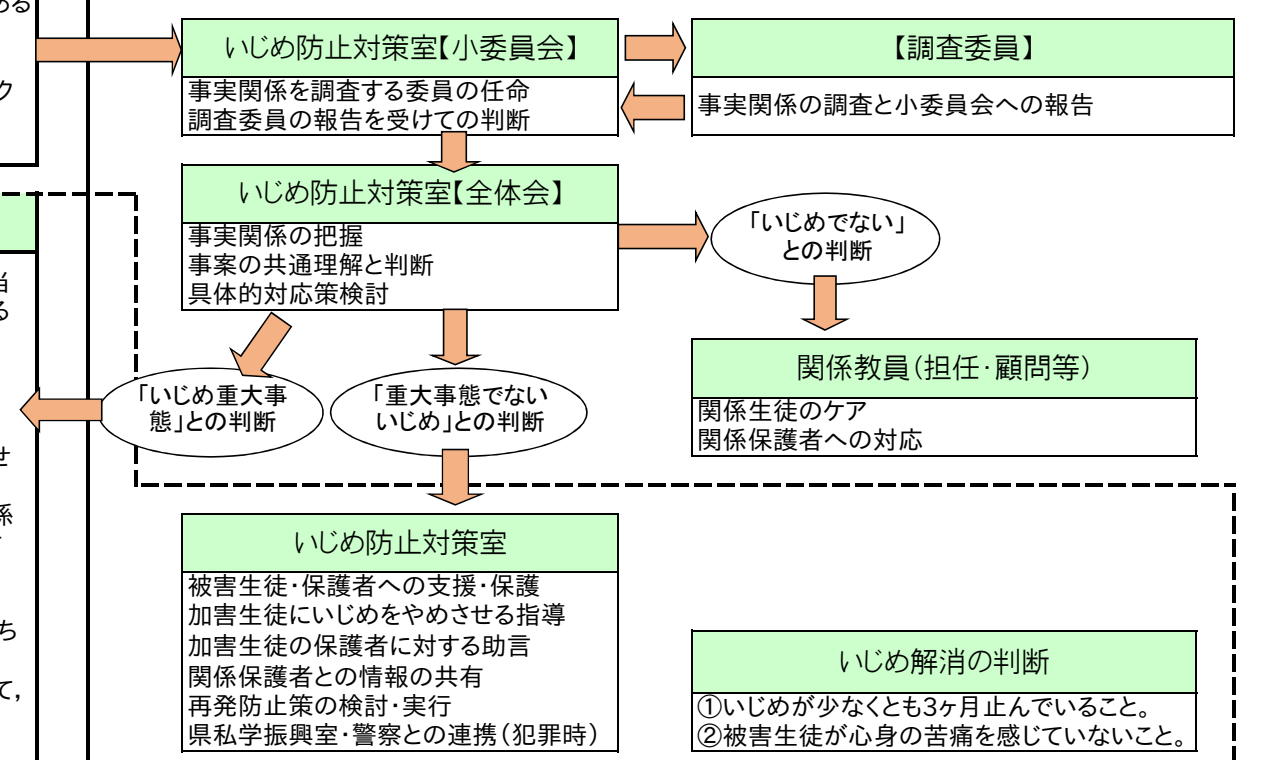
重大事態への対応

- 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合は、「重大事態」として次のとおり対応する。
- ①当該事案に対する調査を実施し事実関係を把握する。
 - ②重大事態が発生した旨を県私学振興室へ報告する。
 - ③被害生徒や情報提供生徒を守るための措置を講ずる。
 - ④加害生徒に対しては毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
 - ⑤調査結果については、被害生徒・保護者に対し事実関係その他必要な情報を積極的に適時・適切な方法で提供する。
 - ⑥調査結果について県私学振興室へ報告する。
 - ⑦被害生徒には状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援を行う。
 - ⑧当該事案の事実に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

いじめ防止対策室

- 【構成】 校長、副校長、教頭、室長、教育相談主任、生徒指導主任、その他により構成する。このほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する外部識者等を臨時に構成員とすることができる。
- 【会議】 会議は校長が招集し、定例全体会で未然防止策の検討など学校基本方針に基づく取り組みを行うとともに、いじめの兆候を把握したときやいじめの相談情報があったときはその都度臨時会を開き対応策を
- 【措置】 ①いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を行う。
②いじめの事実が確認された場合は、まず被害生徒・保護者に寄り添い支援するとともに、いじめをやめさせ再発を防止するため、加害生徒への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。
③被害生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
④いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
⑤犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県私学振興室及び警察署等と連携して対処する。
⑥重大事態への対応を行う。

適切な対応



再発防止